

平成16年8月4日

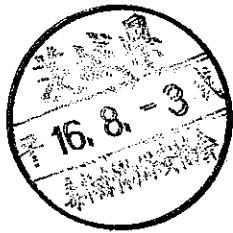
会員各位

茨城県毒物劇物保安協会

会長 角田 和好

毒物及び劇物取締法施行令等の一部改正について(通知)

このことについて、平成16年8月3日付け薬第1021号をもって茨城県保健福祉部長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

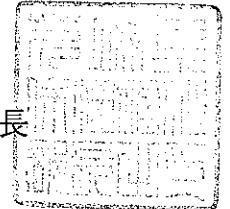


薬 第 1021 号

平成16年 8月 3日

茨城県毒物劇物保安協会長 殿

茨城県保健福祉部長



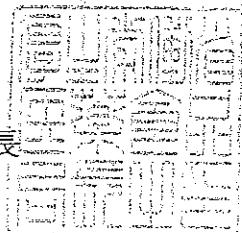
毒物及び劇物取締法施行令等の一部改正について（通知）

このことについて、平成16年7月2日付け薬食発第0702001号及び同日付け薬食発第0702004号をもって、厚生労働省医薬食品局長から別添写しのとおり通知がありましたので、御承知の上、貴会会員に対しよくお知らせ下さい。

(別添)

薬食発第0702001号
平成16年7月2日

各 都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長 殿



厚生労働省医薬食品局長

毒物及び劇物取締法施行令の一部改正について（通知）

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第224号）（別添1）が公布されたので、下記事項に留意の上、関係各方面に対する周知徹底方御配慮願いたい。

なお、同旨の通知を全国化学工業薬品団体連合会会長、社団法人日本海事検定協会会長、社団法人日本化学工業協会会長、社団法人日本化学工業品輸入協会会長、社団法人日本薬剤師会会长、日本危険物コンテナ協会会長及び日本製薬団体連合会会長あてに発出しているので申し添える。

記

1 毒物及び劇物取締法施行令の一部改正の概要

本政令第40条の5において、長距離にわたる危険物の運搬時、運転距離に応じて運転する者のほか交替して運転する者又は助手の同乗を義務付けているところであるが、ILO（国際労働機関）基準等と整合を図るために、当該規定を運転時間に基づくものに改めるとともに、運転者の疲労に伴う事故発生防止の観点から、同乗を要する者を交代して運転するものに限ることとする。

2 施行期日

平成16年10月1日から施行することとされたこと。

3 その他

今般の改正部分の新旧対照表については、別添2に示すとおりであること。
なお、厚生労働省令については、別途通知する。



政令第二百二十四号

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第十六条第一項及び第二十三条の八の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四十条の五第二項第一号中「距離をこえて」を「時間を超えて」に改め、「又は助手」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
(昭和三十年九月二十八日政令第二百六十一号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案

(運搬方法)

第四十条の五 (略)

2 別表第二に掲げる毒物又は劇物を車両を使用して一回につき五千キログラム以上運搬する場合には、その運搬方法は、次の各号に定める基準に適合するものでなければならぬ。

一 厚生労働省令で定める時間を超えて運搬する場合には、車両一台について運転者のほか交替して運転する者を同乗させること。

二 車両には、厚生労働省令で定めるところにより標識を掲げること。

三 車両には、防毒マスク、ゴム手袋その他事故の際に応急の措置を講ずるために必要な保護具で厚生労働省令で定めるものを二人分以上備えること。

四 車両には、運搬する毒物又は劇物の名称、成分及びその含量並びに事故の際に講じなければならない応急の措置の内容を記載した書面を備えること。

現 行

(運搬方法)

第四十条の五 (略)

2 別表第二に掲げる毒物又は劇物を車両を使用して一回につき五千キログラム以上運搬する場合には、その運搬方法は、次の各号に定める基準に適合するものでなければならぬ。

一 厚生労働省令で定める距離をこえて運搬する場合には、車両一台について運転者のほか交替して運転する者又は助手を同乗させること。

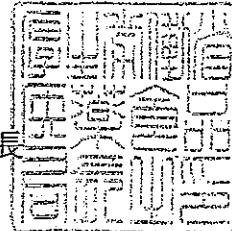
二 車両には、厚生労働省令で定めるところにより標識を掲げること。

三 車両には、防毒マスク、ゴム手袋その他事故の際に応急の措置を講ずるために必要な保護具で厚生労働省令で定めるものを二人分以上備えること。

四 車両には、運搬する毒物又は劇物の名称、成分及びその含量並びに事故の際に講じなければならない応急の措置の内容を記載した書面を備えること。

薬食発第0702004号
平成16年7月2日

各 都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長 殿



厚生労働省医薬食品局長

毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正について（通知）

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第111号）（別添1）が公布されたので、下記事項に留意の上、関係各方面に対する周知徹底方御配慮願いたい。

なお、同旨の通知を全国化学工業薬品団体連合会会長、社団法人日本海事検定協会会長、社団法人日本化学工業協会会長、社団法人日本化学工業品輸入協会会長、社団法人日本薬剤師会会長、日本危険物コンテナ協会会長及び日本製薬団体連合会会長あてに発出しているので申し添える。

記

1 毒物又は劇物を運搬する容器に関する基準の特例

毒物及び劇物取締法施行令（以下「令」という。）第40条の2第5項の規定により、無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）又は弗化水素若しくはこれを含有する製剤の国際海事機関（IMO）が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準（国際海上危険物輸送規程（IMDG Code））に適合している容器であつて厚生労働省令で定めるものによる運搬については、厚生労働省令で基準の特例を定めることができるとしている。今般、厚生労働省令で定めるものにIMDG Codeに定めるロードタンクビークルを加え、ロードタンクビークルについては、令第40条の2第2項から第4項までの規定は適用しないものとしたものである。

2 毒物又は劇物の長時間の輸送に係る基準

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第224号）により、令別表第2に掲げる毒物又は劇物を使用して1回につき五千キログラム以上運搬する場合であつて、厚生労働省令で定める時間を超えて運搬する場合には、車両一台について運転者のほか交代して運転する者を同乗させることとしたところである。今般、令第40条の5第2項第1号の規定に基づき交替して運転する者を同乗させなければならない厚生労働省令で定める時間を超えて運搬する場合は、運搬の経路、交通事情、自然条件等から判断して、1人の運転者が連續して運転す



る時間を4時間を超える場合、又は、1人の運転者の1日当たりの運転時間を9時間を超える場合とする。

なお、本規定における時間の基準は、運転者の疲労による事故の防止の観点より定められていることから、その趣旨を踏まえ、基準時間の範囲内にあっても疲労状態に応じて適宜休憩を設けたり、交替する運転手を同乗させるなど適正な運用が図られるよう事業者等に対し指導されたい。

3 施行期日

平成16年10月1日から施行することとする。

4 その他

今般の改正部分の新旧対照表については、別添2に示すとおりである。

○厚生労働省令第百十一号

毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第四十条の二第五項及び第四十条の五第二項第一号の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年七月一日

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働大臣 坂口 力

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「車両等に積み替えるための構造を有する容器であつて、「」を削り、「ポータブルタンクに該当する」を「ポータブルタンク及びロードタンクビーグルに該当する」に、「この項」を「この条」に、「「ポータブルタンク」を「「ポータブルタンク等」」に、「ポータブルタンク」を「ポータブルタンク等」に改める。

第十三条の三を次のように改める。

（交替して運転する者の同乗）

第十三条の三 令第四十条の五第二項第一号の規定により交替して運転する者を同乗させなければならぬ場合は、運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合とする。

一 一の運転者による連續運転時間（一回が連續十分以上で、かつ、合計が三十分以上の運転の中斷をすることなく連續して運転する時間をいう。）が、四時間を超える場合

二 一の運転者による運転時間が、一日当たり九時間を超える場合

附 則

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

○毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
(昭和二十六年厚生省令第四号)

(傍線の部分は改正部分)

改
正
案

現
行

(令第四十条の二第五項の厚生労働省令で定める事項)

第十三条の二 令第四十条の二第五項に規定する厚生労働省令で定める容器は、国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定めるポータブルタンク及びロードタンクビーグルに該当するもの（以下この条において「ポータブルタンク等」という。）とし、ポータブルタンク等については、同条第二項から第四項までの規定は、適用しないものとする。

(交替して運転する者の同乗)

第十三条の三 令第四十条の五第二項第一号の規定により交替して運転する者を同乗させなければならない場合は、運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合とする。

一　一の運転者による連續運転時間（一回が連續十分以上で、かつ、合計が三十分以上の運転の中止をすることなく連續して運転する時間）が、四時間を超える場合

(交替して運転する者又は助手の同乗)

第十三条の三 令第四十条の五第二項第一号の規定に基づき交替して運転する者又は助手を同乗させなければならない場合は、次式のDの値が一をこえるときとする。

$$D = (d_1 \div 340) + (d_2 \div 200)$$

この式において、 d_1 及び d_2 は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

- | | |
|-------|---|
| d_1 | 高速自動車国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十九号）第三条第一号に規定する高速自動車国道をいう。以下同じ。）による運搬距離（単位 キロメートル） |
| d_2 | 高速自動車国道以外の道路による運搬距離（単位 キロメー
トル） |